

あま市まちづくり委員会について

1 位置づけ

市が、法律又は条例に基づいて設置する**附属機関**で、学識経験者や、各種団体、市民から委員を募集し、市政の重要事項について審議、審査等を行います。

この附属機関の委員は、**非常勤の特別職**とされ、報酬として日額5,500円（1日3時間以内の場合）が支払われます。

2 人数

16人以内

3 構成メンバー

- ・公募市民
- ・地域組織（自治会、コミュニティ）の関係者
- ・市民活動団体（ボランティア団体、NPO）の関係者
- ・事業所の関係者
- ・PTAの関係者 など

4 任期

2年（再任を妨げない）

5 開催回数

5回程度／年

6 想定する役割

- ・まちづくり推進施策（方針）の作成
- ・市民活動団体の登録審査
- ・市民活動推進事業補助金の審査、実績の評価
- ・協働フォーラムや市民講座への参画
- ・PR用パンフレットの提案
- ・市民活動センター(仮称)のあり方の検討
- ・パートナーシップ基金(仮称)のあり方の検討
- ・その他まちづくりに関する事項

《参考》

あま市まちづくり委員会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、あま市みなでまちづくりパートナーシップ条例（平成24年あま市条例第 号）第11条の規定に基づき、あま市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) パートナーシップによるまちづくりの施策に関すること。
- (2) その他パートナーシップによるまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、前項に掲げる事項について、市長に提言を行うことができる。

（組織）

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 地域組織の関係者
- (3) 市民活動団体の関係者
- (4) 事業所の関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（アドバイザー）

第6条 委員会の運営の円滑化を図るため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、まちづくりについて識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に招集される会議及び第5条第2項の規定により委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。